

マゼランリゾート取消料

別表第1 取消料（第16条第1項関係）

1. 海外旅行に係る取消料

区分	取消料
(1) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ. ロからホまでに掲げる場合以外の場合 （当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金の相当する金額
ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合 （ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ. 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ニ. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(2) 貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約	
イ. ロからホまでに掲げる場合以外の場合 （当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金の相当する金額
ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合 （ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合 （ニ及びホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ニ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合 （ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の80%以内
ホ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(3) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約当該船舶に係る取消料の規定によります。	

備考：

- 取消料の金額は、契約書面に明示します。
- 「旅行契約の解除期日」は、お客様が当社、サービス提供機関等それぞれの営業日・営業時間内に解除する旨を申し出ていただいた時を基準とします。

2. 国内旅行に係る取消料

区分	取消料
(1) 次項以外の受注型企画旅行契約	
イ. ロからへまでに掲げる場合以外の場合 （当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金の相当する金額
ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目） に当たる日以降に解除する場合（ハからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合 （ニからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内
ニ. 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ホ. 旅行開始当日に解除する場合（へに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
へ. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(2) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約当該船舶に係る取消料の規定によります。	

備考：

- 取消料の金額は、契約書面に明示します。
- 「旅行契約の解除期日」は、お客様が当社、サービス提供機関等それぞれの営業日・営業時間内に解除する旨を申し出ていただいた時を基準とします。